

第 4 章

環境施策

1. 環境施策の一覧

10年後に目指すビジョンを実現させていくために、「脱炭素社会」「資源循環」「自然共生」「生活環境」の4つの分野で行う施策とそれぞれの具体的な取組を下記の通りとします。

	施策	具体的な取組
脱炭素社会	再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none">・再生可能エネルギーの導入促進・再生可能エネルギーに関する情報提供・環境負荷の少ない電力の購入の推進
	脱炭素型ライフスタイルの構築	<ul style="list-style-type: none">・ゼロカーボンアクション(COOL CHOICE)の推進・交野市環境マネジメントシステムの推進
	交通分野の脱炭素化	<ul style="list-style-type: none">・スマートムーブの推進・ゼロエミッション車の導入促進・スマートモビリティの検討
資源循環	ごみを出さないライフスタイルへの転換(リフューズ・リデュース・リユース)	<ul style="list-style-type: none">・ごみを出さないライフスタイルの普及・リユースの場の拡大・食品ロスの削減
	資源を循環させるシステムの推進(リサイクル)	<ul style="list-style-type: none">・ごみの分別回収の徹底・製品プラスチックの分別回収
	長期的視点で考える循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none">・ごみの有料化の検討・剪定枝のバイオマス発電での活用

	施策	具体的な取組
自然共生	自然環境の保全と、自然と人間の共存	<ul style="list-style-type: none"> ・里山・生物多様性の保全 ・田畠の計画的な維持 ・獣害被害への対応 ・特定外来生物への対応
	自然を活用していく活動	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなかのグリーンインフラの設置 ・里山保全 ・水環境の活用 ・観光資源との関わり
	地域と環境に配慮した農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消の推進 ・環境に配慮した農業の推進 ・農業維持の方策の検討
生活環境	安全・安心な生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・環境調査・監視の実施 ・水環境の活用 ・地球温暖化適応策 ・まちなかの空き家の発生抑制
	まちなかのグリーンインフラの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの美化・緑化運動の推進 ・公園の適切な維持管理
	観光・文化資源の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源の活用 ・文化財の保護

分野1 脱炭素社会

2050年カーボンゼロに向けた最初の10年の挑戦



(1) 再生可能エネルギーの導入

現状

- ・東日本大震災後、固定価格買取制度（FIT）によって再生可能エネルギーの導入が全国的に推進されてきましたが、電力の買取価格の低下などの制度の変化により、新たな枠組みでの再生可能エネルギーの導入を検討する段階になっています。
- ・令和元年度（2019年度）時点での本市での太陽光パネルの導入件数は、公共施設7か所、家庭などの10kW未満の設備は1,774軒です。市域での再生可能エネルギーによる発電電力量は令和元年度（2019年度）で22,394MWh²で、約5,200世帯分の電気使用量です³。現在本市内で使用している電気とエネルギーを全て再生可能エネルギーで賄おうとすると、全市域25.55km²の約半分である13.55km²に太陽光パネルを設置する必要があります⁴。
- ・日本国内で排出される二酸化炭素のうち、発電所から排出される割合は約4割だといわれています。従来の発電所では化石燃料を燃やして発電を行うため、多くの二酸化炭素を排出しています。再生可能エネルギー由来の電力（再エネ電力）を選択することで、家庭や事業所に再生可能エネルギー設備を設置しなくても事業所/世帯として排出する二酸化炭素を削減することができます。
- ・日本では平成28年（2016年）から家庭でも電力会社を自由に選べることができるようになりました。電気を多く使用する大型事業所は平成12年（2000年）から、中小規模のビルでは平成16年（2004年）から電力自由化が始まっています。

² 資料：自治体排出量カルテ（環境省）

³ 令和2年度（2020年度）の1世帯あたりの1年間の電気使用量の全国平均は4,258kWhと報告されています。 資料：家庭部門のCO₂排出実態統計調査（環境省）

⁴ 1kWのパネルを設置するのに必要な面積を10m²と仮定し、本市全体のエネルギー使用量から推計しました。また、仮に全ての家屋の屋根に太陽光パネルを設置すると、本市の家庭で消費される全エネルギーの25%、電力に限れば約49%をまかなえる計算になります。（集合住宅に設置するパネル容量を25kW、戸建て、長屋建て、その他の住宅に設置するパネル容量を4.1kWとして推計） 資料：平成30年住宅・土地統計調査（総務省統計局）

施策の展開

1) 再生可能エネルギーの導入促進

- ・公共施設に太陽光パネルを設置する等再生可能エネルギー導入に向け、順次調整を行います。
- ・公共施設の駐車場に、太陽光パネルを屋根としたカーポートの設置を検討します。平時は充電スタンドとして活用し、災害時は充電設備としての電源確保に役立てます。余剰電力は公共施設で利用し、再生可能エネルギー使用率を高めます。
(^④生活環境)
- ・国や大阪府の支援制度と連携し、家庭や事業者に再生可能エネルギー設備と蓄電池の設置の導入支援に努めます。
- ・街路樹や、公園から出る剪定枝は、バイオマス発電の原料として使用することが可能なことから、エネルギーの地産地消の観点を踏まえ、近隣のバイオマス発電所での活用を検討していきます。
(^④資源循環)

2) 再生可能エネルギーに関する情報提供

- ・国や大阪府の支援制度、PPA事業者による太陽光発電設備の設置などについて、情報提供を行います。
- ・「広報紙」「WEB」などを活用し、市内の事業者や市民に情報発信を行います。

3) 環境負荷の少ない電力の購入の推進

- ・公共施設で使用する電力を調達する際には、再生可能エネルギーの割合が高い電力会社からの電力調達を行います。また、再生可能エネルギー100%への切り替えも進めます。
- ・事業所や家庭での電力調達について、情報提供を行います。
- ・市内の事業者がRE100宣言できるよう、情報提供や支援を行います。
- ・大阪府が行う、再生可能エネルギー・マッチング事業「再エネ電力共同購入支援事業」に賛同し、市内で参加する事業者や家庭を支援していきます。



V2H で充放電

(2) 脱炭素型ライフスタイルの構築

現状

- ・家庭や事業所での省エネは、建物自体のエネルギー効率を高めることや、エネルギー効率の高い機器や設備への買換えが重要です。
- ・本市は令和元年（2019年）3月に COOL CHOICE 宣言を行い、市民とともに環境にとって賢い選択をする活動を推進しています。2050年カーボンニュートラルに向けて、引き続き、市内の広い世代を対象に普及啓発を行っていくことが重要です。
- ・本市では、平成13年（2001年）から市役所全体で環境マネジメントを行っています。市役所も一事業者としての責務が果たせるよう、引き続き、職員の高い意識を継続していくことが大切です。

施策の展開

1) ゼロカーボンアクション（COOL CHOICE）の推進

- ・家電の買換え時や、リフォームの際に参考になるよう、省エネ機器や省エネ住宅、支援制度についての情報提供をしていきます。
- ・ZEH や ZEB への転換を支援していきます。
- ・グリーンカーテンや、エコクッキングなど気軽にできるエコ活動を推進します。
- ・小学校での出張授業や、環境イベント時に、温室効果ガスの発生を抑制するゼロカーボンアクションについての普及活動を行います。

2) 交野市環境マネジメントシステムの推進

- ・交野市環境マネジメントシステム（K-EMS）を継続し、府内での環境負荷の低減に取り組みます。



エネルギーを
節約・転換しよう! ▶

太陽光パネル付き・
省エネ住宅に住もう! ▶



CO₂ の少ない
交通手段を選ぼう! ▶



食口をなくそう! ▶



サステナブルな
ファッショント! ▶



3R（リデュース、
リユース、リサイクル）▶



CO₂ の少ない製品・
サービス等を選ぼう! ▶



環境保全活動に
積極的に参加しよう! ▶

出典：環境省「ゼロカーボンアクション30」 <https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/zc-action30/>

(3) 交通分野の脱炭素化

現状

- ・人口減少・高齢化にともない、自家用車に頼らない移動手段の確保については、全国的な課題です。
- ・市内には、京阪交野線とJR学研都市線の2線の鉄道が運行しており、鉄道駅が6駅あります。路線バスに関しては、利用者は減少傾向にある状況です。今後は、公共交通のあり方について脱炭素化を含め検討していくことも必要です。
- ・日本では2035年までに、ガソリン車の販売が国内でも禁止されることが発表されました。ガソリン車からゼロエミッション車への買換え支援の際に、家庭の再生可能エネルギー導入と合わせての支援をしていくことが温室効果ガス削減には有効です。

施策の展開

1) スマートムーブの推進

- ・自転車・徒歩での移動を推奨します。
- ・公共交通への利用転換を促進します。また、公共交通の脱炭素化を支援します。
- ・エコドライブに関する情報を提供します。

2) ゼロエミッション車の導入促進

- ・公用車購入の際には、EV車などのゼロエミッション車の購入を検討します。
- ・国や大阪府のゼロエミッション車の導入促進施策に関する情報を提供します。
- ・公共の充電ステーションの設置を検討します。

3) スマートモビリティの検討

- ・経済産業省と国土交通省が進めるスマートモビリティの活用を必要に応じて検討します。



脱炭素社会分野での市民・事業者・行政の役割

	今すぐできること	状況をみて実行できること
市民	<ul style="list-style-type: none"> •環境学習への参加 •再エネ電力への切替え •省エネの取組 •スマートムーブの実施 	<ul style="list-style-type: none"> •太陽光発電設備の設置 •断熱改修 •ZEH の導入 •省エネ機器への買換え •蓄電池の設置 •ゼロエミッション車への買換え •スマートモビリティの検討
事業者	<ul style="list-style-type: none"> •再エネ電力への切替え •自家消費型太陽光発電設備の設置 •PPA による太陽光発電設備の設置 	<ul style="list-style-type: none"> •RE100 宣言 •ZEB の導入 •ソーラーシェアと自営線による直接売電 •ゼロエミッション車への買換え •公共交通の脱炭素化 •地域でのエネルギー自給
行政	<ul style="list-style-type: none"> •環境学習の開催 •再エネ電力会社への切替支援 •情報提供 •ゼロカーボンシティ宣言 •入札時の電力評価基準の設定 •再エネ電力への切替え •公共施設に太陽光パネルを屋根としたカーポートの設置 •K-EMS の推進 	<ul style="list-style-type: none"> •公共交通への利用転換の促進 •公共交通の脱炭素化支援 •スマートモビリティの検討 •避難所での再エネ電源の確保 •PPA モデルを利用した太陽光発電設備の設置 •剪定枝をバイオマス発電で活用 •RE100 宣言 •ゼロエミッション車への買換え •RE100 の達成



第四中学校に設置された太陽光パネル



給食センターに設置された太陽光パネル

分野 2 資源循環

資源が循環する、ごみの出ない社会をめざして



(1) ごみを出さないライフスタイルへの転換 (リフューズ・リデュース・リユース)

現状

- 本市の家庭系のごみの量は、減少傾向にありましたが、令和に入ってからは、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、増加しています。事業系のごみは平成24年（2012年）頃より増減を繰り返しながら微減を続けています⁵。
- 令和元年度（2019年度）には、日本で年間570万トンの食品ロス（事業者から309万トン、家庭から261万トン）が出ていると推計されています⁶。国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」、大阪府の「大阪府食品ロス削減推進計画」では、令和12年（2030年）までに食品ロスを半減する目標をたてています。自治体でも組成調査で食品ロスの実態を調査し、それを基に対策を考えていくことが求められています。
- 国は令和元年（2019年）に3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則とした、「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。本市でも令和元年（2019年）に「プラスチックごみゼロ宣言」を行いました。持続可能なサーキュラーエコノミーの実現に向けて、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和3年6月に公布されプラスチックの原料は石油であることから、エネルギーの課題と連動して、これから10年はプラスチックと化石燃料との付き合い方を再考する10年になります。

施策の展開

1) ごみを出さないライフスタイルの普及

- エコバッグの持参や、マイボトルの使用、簡易包装の依頼、不要なものは断るなどして、市民一人ひとりがごみを出さない生活様式を確立していきます。
- 使い捨てプラスチック容器の使用削減とマイボトル普及啓発に向けた大阪府の「おおさかマイボトルパートナーズ」への参加を検討します。市民にはマイボトルの持参を呼びかけ、公共施設等に給水スポットを設置し、市内の事業者、店舗等へ給水・給茶スポットの設置を依頼し、ペットボトルの削減に努めます。
- 詰替品や量り売りの販売や利用を行うことで、容器包装の削減に努めます。

⁵ 資料：交野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

⁶ 資料：食ロスポータルサイト（環境省）

	<ul style="list-style-type: none"> ・シェアリングエコノミーという生活スタイルが広がっています。使用頻度の低いものは、各自が購入するというよりも、シェアして使うという考え方を普及していきます。
2) リユースの場の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者と協力して、フリーマーケットや物々交換マーケットを定期的に開催し、物を大切に使います。 ・学校の制服や、部活動で使う部活着など、限られた期間しか使わない衣類などを、リユースしていくシステムを検討します。 ・廃棄自転車を有効活用します。
3) 食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体と協力して学習会を開催し、食品ロスの出にくい調理方法、買い物方法などについて、学習・普及していきます。 ・食品ロス削減に向けて、広報やホームページ等を活用し、「3きり運動」や「3010運動」など食品ロスを減らす啓発活動を行っていきます。 ・食品ロス削減に取り組む強化月間を定め、その際には、市民・事業者・行政が協力して取り組んでいきます。 ・令和3年(2021年)にスタートしたフードドライブ事業については、回収拠点の拡大など活用しやすいシステムの構築を検討していきます。 ・「食品ロス削減推進計画」の策定に向け、検討します。



フードドライブの受付場所（市役所別館）



フードドライブで集まった食品

(2) 資源を循環させるシステムの推進（リサイクル）

現状

- ・家庭からくる燃やごみの内訳は、生ごみが30%、紙ごみが30%、プラスチックごみが15%ほどと言われています（重量ベース）。リサイクルを推進するためには、それらのごみをきちんと分別して回収し、燃やさずにリサイクルに回すことが必要です。
- ・本市で資源ごみは、「空き缶・空きビン・乾電池」、「ペットボトル・プラスチック製容器包装」、「新聞紙・雑誌・段ボール等」を回収しています。空き缶・空きビン・乾電池は四交クリーンセンター、ペットボトル・プラスチック製容器包装は北河内4市リサイクルプラザでそれぞれ中間処理しています。また、新聞・雑誌・段ボール等は直接再生処理事業者に売却しています。

施策の展開

1) ごみの分別回収の徹底

- ・ごみの分別方法について周知を徹底します。その結果として、燃やごみとして処理される量を減らし、資源ごみが活用されるように努めます。
- ・集団回収の仕組みも活用し、資源ごみの有効利用を進めます。

2) 製品プラスチックの分別回収

- ・容器包装プラスチックに加え、ハンガーやおもちゃなどの製品プラスチックの分別回収について国レベルでの議論が行われています。本市でも国や大阪府の方針に従い、対応していきます。



パッカー車によるごみ収集の様子



使用済小型家電拠点回収 BOX

(3) 長期的視点で考える循環型社会の構築

現状

- ・ごみの発生を抑制する方法のひとつが、ごみの有料化です。国の令和元年度（2019年度）一般廃棄物処理実態調査によると、約6割の自治体が家庭系ごみを有料化しています⁷。
- ・資源を循環させていくためには、現在ごみとして廃棄しているものを有効活用できいかと検討することから始まります。家庭系・事業系を問わず、資源循環の可能性を考えていくことが循環型社会形成に向けて重要です。

施策の展開

1) ごみの有料化の検討

- ・ごみの発生抑制や、リサイクルの促進、排出量に応じた負担の公平化を目的に、ごみの有料化について必要に応じて検討します。

2) 剪定枝のバイオマス発電での活用

- ・街路樹や、公園から出る剪定枝は、バイオマス発電の原料として使用することが可能なことから、エネルギーの地産地消の観点を踏まえ、近隣のバイオマス発電所での活用を検討していきます。（[脱炭素社会](#)）



四交クリーンセンター



北河内4市リサイクルプラザ
(かざぐるま)

⁷ 資料：令和元年度一般廃棄物処理実態調査

資源循環分野での市民・事業者・行政の役割

	今すぐできること	状況をみて実行できること
市民	<ul style="list-style-type: none"> •エコバッグの持参 •マイボトルの使用 •簡易包装の依頼 •シェアリングの活用 •食口スの出にくい買物、保存、調理の実践 •詰替え、量り売りの利用 •フードドライブの活用 •3010運動の実施 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> •フリーマーケットの開催 •シェアリングの活用 •詰替え、量り売りでの販売 •脱プラスチックの検討 •制服のリユース制度 •3010運動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> •フードドライブ拠点の設置 •剪定枝をバイオマス発電で活用 •プラスチック代替品の活用
行政	<ul style="list-style-type: none"> •学習会の開催 •4Rの推進 •3切り運動や3010運動の啓発 •フードドライブ拠点の拡大 •廃棄自転車の活用 •K-EMSの推進 	<ul style="list-style-type: none"> •ごみの分別項目の追加 •製品プラスチックの分別検討 •ごみの有料化 •剪定枝をバイオマス発電で活用



リユースショップの様子



ふろしきを活用

分野3 自然共生

緑豊かな交野市の環境を次世代へ



(1) 自然環境の保全と、自然と人間の共存

現状

- 本市は市域の約半分を緑地が占める、自然豊かな市です。このようなまちなみ環境を望んで転入される人もいます。この豊かな自然の恵みを享受する一方で、里山の荒廃や、鳥獣被害、田畠の減少などの課題もあります。
- 獣害や、特定外来生物の被害は、本市だけの課題ではありません。大阪府や周辺自治体と情報交換をしながら、協力して対応していくことが重要です。
- 本市のようなまちなみ環境の場合、原生的な自然を保護するというよりも、人との関わりの中でかたちづくられてきた自然環境を保全していくという考え方方が重要です。自然と人間の適切な共存とすみ分けについて、検討が必要です。

施策の展開

1) 里山・生物多様性の保全

- 多種多様な自然環境や生態系に配慮して、自然と人間が共存できるよう努めます。
- 森林整備については、森林環境譲与税を活用して、危険木の伐採などを行います。
- 市民団体などと協力して、市域の里山や竹林の整備活動を行います。
- 市民参加型の生きもの観察会を継続的に実施し、データの蓄積に取り組みます。

2) 田畠の計画的な維持

- 田畠を維持していくために、個人で田畠を所有・管理することから、組織で管理していくけるようなシステムづくりを検討します。
- ソーラーシェアによる副収入など、田畠を所有し続けることが直接のメリットになるような仕組みを検討します。

3) 獣害被害への対応

- ・アライグマやイノシシなどによる獣害への対策を、地域の住民、獵友会などと協力して行っています。
- ・鳥獣被害のモニタリング調査結果を活用し、市民や農業者と状況を共有していきます。

4) 特定外来生物への対応

- ・特定外来生物は予測不可能な被害を及ぼす可能性があります。大阪府や周辺自治体と協力しながら適切に対応していきます。

(2) 自然を活用していく活動

現状

- ・自然環境を保護するための活動ではなく、自然を活用していくことが結果として自然環境保護や生物多様性の保全につながることがあります。保全のための保全から、活用を通じての保全という考え方方が広がりつつあります。
- ・都市部の公園や、社寺林、工場周辺の緑地など、従来の保護区ではありませんが、活用の結果かたちづくられてきた貴重な環境を評価する OECM（自然共生地域）という考え方があります。国は今後令和12年（2030年）までに100地域以上をOECMとして認定する予定です。
- ・本市の上水道の水の約8割は、市内の地下水を使用しています。この恵まれた水環境を後世に引き継ぐためにも、水辺環境、里山保全を行っていくことが大切です。

施策の展開

1) まちなかのグリーンインフラの設置

- ・まちなかの街路樹や花壇など、都市部においても緑の面積を意識し、山手からの緑のネットワークを維持します。（^④生活環境）
- ・夏季はグリーンカーテンを育てるなど、宅地の緑も大切にします。
- ・市内の花壇など、美化緑化活動を行う団体に対しては、引き続き緑化樹の配布などの支援を行います。（^④生活環境）

2) 里山保全

- ・豪雨時の洪水による土砂災害の発生を未然に防ぐために、山地の適切な保全を行います。(*生活環境)
- ・山や緑地には降雨を吸収し、蓄える機能があります。自然界における水の循環が適切に機能するためにも、里山を大切にし、保全を行います。
- ・山地の管理を適切に行い、CO₂の吸収効果を促進させます。

3) 水環境の活用

- ・近年増加する集中豪雨などに備え、ため池本来の機能に加え、管理者等に対し低水位管理（事前放流）について啓発します。
- ・河川などの水辺の生きもの観察会を開催します。

4) 観光資源との関わり

- ・交野山、いきものふれあいセンターやはしだ園地、くろんど園地等環境資源を活用した事業を通じて、市民が安心して参加できるように関係機関と連携を行います。(*生活環境)
- ・自然環境を活かした観光資源のPRに努めます。(*生活環境)
- ・自然と親しむ機会の創出として、里山でウォークラリーを開催します。

コラム グリーンインフラとは？？

グリーンインフラとは、自然環境が持つ機能を、社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のことです。例えば、歩道に植栽を設置することで、治水やヒートアイランドに配慮することができます。生物も住めるようになります。宅地の庭のように小さな面積でもグリーンインフラとなります。



出典：大阪府
グリーンインフラを活かしたまちづくり事例集

(3) 地域と環境に配慮した農業の推進

現状

- ・農林水産省が令和3年（2021年）に発表した「みどりの食料システム戦略」では、2050年までに耕地面積に占める有機農業の割合を25%にするという目標を設定しています。そのためには、有機JASや農薬や化学肥料の使用を通常の半分以下に抑えた「大阪エコ農産物」の認証取得を支援していくことが大切です。
- ・大阪府での平成31年（2019年）4月時点で、有機JASのほ場面積は1,272a⁸です。これは大阪府の耕地面積の約0.1%にあたります⁹。有機栽培、減農薬の認証取得には、手間と知識が必要なため、生産者がより簡単に取り組めるようにする仕組みが必要になります。
- ・本市でも交野市産のお米や野菜「交野もん」を、朝市や、スーパーの「地元野菜販売コーナー」など9か所で販売しています。生産者・消費者の両方の意見を聞きながら、地産地消をどう展開していくかを考えることが大事です。

施策の展開

1) 地産地消の推進

- ・エシカル購入、輸送にかかるCO₂の削減、地元の農家支援など、地産地消に取り組む意味について情報提供を続けていきます。
- ・商店街や、スーパーなど、地域の農産物を購入できる場所を増やしていきます。

2) 環境に配慮した農業の推進

- ・有機JASや「大阪エコ農産物」の認証についての情報提供を行います。
- ・市民に対しても、環境に配慮した農産物を購入するメリットについて発信しています。

3) 農業維持のための方策の検討

- ・市民団体などと協力しながら、市民が、楽しく農業と触れ合える機会を提供します。
- ・市内外から体験農業を受け入れます。
- ・交野ブランドをはじめ、市内外に交野産農産物の周知を行います。

⁸ 資料：国内における有機JASほ場の面積（平成31年4月1日現在）（農林水産省）

⁹ 大阪府の耕地面積は12,700haと報告されています。（資料：大阪府の農業データ）

自然共生分野での市民・事業者・行政の役割

	今すぐできること	状況をみて実行できること
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・里山・竹林整備へ参加 ・猟友会との獣害対応 ・美化・緑化運動への参加 ・グリーンカーテンの育成 ・自然観察会への参加 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自然を活かした観光資源のPR ・地元農産品の販売の場の提供 ・農業体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・田畠の組織的維持の検討
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会との獣害対応 ・鳥獣被害のモニタリング ・遊歩道の保全 ・森林環境譲与税の活用 ・自然を活かした観光資源のPR ・環境配慮型農業の情報提供 ・公有地の適正な管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・山地の適切な保全 ・田畠の組織的維持の検討 ・山の活用方法の検討 ・特定外来生物への対応



市民ボランティアによる竹林整備



農とのふれあいツアー

分野 4 生活環境

市民みんなでつくる安心して生活ができる空間



(1) 安全・安心な生活環境

現状

- 平成 22 年（2010 年）3 月の第二京阪道路の開通から 10 年以上が経過しました。第二京阪道路周辺の大気環境、騒音とともに環境基準を満たしています。この 10 年の経年変化を見ても、いずれも概ね横ばいです。
- 本市の公共下水道事業は、住宅市街地のほぼ全域に管渠を敷設しており、令和 2 年度（2020 年度）末時点で、行政人口に対する人口普及率は 95.9% をカバーしています。汚水処理が適切な方法で行われるように働きかけを続けることが重要です。
- 夏の集中豪雨や、猛暑など、地球温暖化の影響が私たちの生活に影響を及ぼし始めています。地球温暖化対策として再生可能エネルギーを導入したり、温室効果ガスを削減するなどの緩和策を行うと同時に、地球温暖化の影響のある社会で生きていく適応策についても検討が必要です。
- 生活環境と都市計画の両方の視点から、将来に向けて空き家問題を注意深く見守ることが必要です。

施策の展開

1) 環境調査・監視の実施	
	<ul style="list-style-type: none">大気、水質、騒音、振動、ダイオキシン類は、引き続き調査を行い、その結果を毎年「交野の環境」で公表します。事業活動における環境負荷低減に向けて、立入調査を実施します。
2) 水環境の保全	
	<ul style="list-style-type: none">水道水源については、水道局が掲げる水質検査計画に基づき、適正に検査を行います。本市での汚水処理が適切に行われるよう、下水道未普及地区の新規整備を推進していきます。
3) 地球温暖化適応策	
	<ul style="list-style-type: none">公共施設の駐車場に、太陽光パネルを屋根としたカーポートの設置を検討します。平時は充電スタンドとして活用し、災害時は充電設備としての電源確保に役立てます。余剰電力は公共施設で利用し、公共施設の再生可能エネルギー使用率

	<p>を高めます。(+脱炭素社会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 豪雨時の洪水による土砂災害の発生を未然に防ぐために、山地の適切な保全を行います。(+自然共生)
4) まちなかの空き家の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> 空き家の発生抑制に努めます。

(2) まちなかのグリーンインフラの創出

現状

- 街路樹やまちなかの花壇は、人々に安らぎを与えるとともに、季節を感じたりするだけでなく、夏場は日差しをやわらげたり、車道と歩道の分離の役割も果たしています。大阪府で課題になっているヒートアイランド現象の緩和にも貢献しています。
- 公園は子どもからお年寄りまで世代を問わないコミュニティの場です。公園は市民にとって快適空間であることが求められています。

施策の展開

1) まちの美化・緑化運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> まちなかの街路樹や花壇など、都市部においても緑の面積を意識し、山手からの緑のネットワークを維持します。(+自然共生) グリーンカーテンを育てるなど、気軽にできるエコ活動を推進します。(+脱炭素社会) 市内の花壇など、美化緑化活動を行う団体に対しては、引き続き緑化樹の配布などの支援を行います。(+自然共生)
2) 公園の適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者・行政で協力しながら、子どもからお年寄りまで幅広い年代の人々が楽しめるような公園の適切な維持管理を行っていきます。 公園の剪定や除草などの管理を行い、身近なみどりの育成に取り組みます。

(3) 観光・文化資源の保全

現状

- 本市は七夕伝説などに代表される歴史文化が、数多く残っています。これら交野の歴史文化を次世代を担う子ども達や、市外から訪れる観光客に伝えていくことが重要です。
- 本市には国宝や、国の重要文化財・登録文化財、大阪府や市の指定する文化財が多数存在します。

施策の展開

1) 観光資源の活用
<ul style="list-style-type: none"> 交野山、いきものふれあいセンターやはしだ園地、くろんど園地等環境資源を活用した事業を通じて、市民が安心して参加できるように関係機関と連携を行います。(+自然共生) 自然環境を活かした観光資源のPRに努めます。(+自然共生)
2) 文化財の保護
<ul style="list-style-type: none"> 市内にある多くの文化財を自然環境とともに、適切に維持・管理していきます。

生活環境分野での市民・事業者・行政の役割

	今すぐできること	状況をみて実行できること
市民	<ul style="list-style-type: none"> 美化・緑化運動への参加 グリーンカーテンの育成 	<ul style="list-style-type: none"> 空き家の発生抑制
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 自然を活かした観光資源のPR 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> 大気・水質・騒音・振動・土壌の調査と公表 公園の適切な維持管理 自然を活かした観光資源のPR 文化財の保護 公共施設に太陽光パネルを屋根としたカーポートの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 山地の適切な保全 空き家の発生抑制